

リファレンスガイダンス
第 R.12 章: 使用記述子システム

改訂履歴

版	備考	原文の更新日	JETOC 資料*
第 1 版	初版	2008 年 5 月	
第 1.1 版	<ul style="list-style-type: none"> －金属およびその他の鉱物の作業に関連したプロセス カテゴリー (PROC) が PROC ナンバリングシステム に含まれた －SU10 について若干の言い換えを行った －“PC39、パーソナルケア製品” が追加された －SU6 にパルプが追加され、“その他” の生産またはサ ービスに関して細分化が行われた (“化学品に関連す るその他の経済活動” について 0-1、および “化学品 に関連しないその他の経済活動” について 0-2 とし た) －アーティクルカテゴリーのナンバリングシステムが 技術的に簡素化された －すべての” その他” が選定リストの最後の位置から 最初の位置へと移された 	2008 年 7 月	
第 1.2 版	<ul style="list-style-type: none"> －付録 R.12-3 の PROC22 以降の番号付けの修正。 －付録 R.12-4 において置き違えたカメラおよびビデオ カメラの AC9 から AC 3-4 への移動。 －付録 R.12-4 においてナンバリングシステムのカテゴ リーの構造への適用。 	2008 年 10 月	特集号 No. 105
第 2 版	<ul style="list-style-type: none"> －使用記述子の目的に関する序文の明確さと整合性の 改善。 －Section R.12.1 における第 37 条 (DU が使用を供給 者に知らせる) および UCLID の Section 3.5 につい てのより明確な言及 －使用記述子の目的に関する序文の明確さと整合性の 改善。 －Section R.12.1 における第 37 条 (DU が使用を供給 者に知らせる) および UCLID の Section 3.5 につい てのより明確な言及 －R. 12.2 への明確化と定義の追加 	2010 年 3 月	特別資料 No. 304

	<p>○ “化学製品” (=物質そのものおよび混合物中の物質) およびアーティクルに関する用語の整備</p> <p>○ 乾燥した/硬化した混合物は、定義された形態と表面を持っているので、アーティクルカテゴリーの対象である。</p> <p>－記述子を使ってどのように作業するかの変更された例を追加: Section R. 12.4 と R. 12.5 を参照すること。</p> <p>－使用記述子と第 1 段階のばく露推定との間の関係をもっと説明するための新規の表 R. 12.1 の導入。</p> <p>－物質のライフサイクルにおける様々な関係者に関する短い項の Section 12.1 への追加。</p> <p>－Section 12.3.1 から 12.3.5 までの構成の調整。3 つの Subsection の追加: 記述子の定義と範囲; 適切なカテゴリーへの割当てに関する手引; 第 1 段階のアセスメントとの関連づけ。</p> <p>－使用の分野の記述子リストを 2 種類の情報に分割: 重要な記述子としての物質のライフサイクルにおける主要な使用グループ (SU 3, 21, 22) そして追加記述子としての最終使用の分野 (全項目)、付録 R. 12-1 を参照。</p> <p>－Section R. 12.3.2 における化学製品カテゴリー (PC) の 2 つの機能のより明確な区別: (i) 混合物の配合分野を混合物の種類での記述および(ii) 消費者のための ECETOC Targeted リスクアセスメントで評価可能な消費者製品の種類 (付録 R. 12-2.2 を参照)。</p> <p>－Section R. 12.3.5 におけるアーティクルカテゴリー (AC) の 2 つの機能のより明確な区別: (i) 物質のサービスマイフとその後の廃棄物ライフの段階に関連のある種類 (作業者および/または消費者によるアーティクルの取り扱い) および(ii) TRA で評価可能な消費者アーティクルの種類。付録 R. 12-5.1 および R. 12-5.3 を参照。</p> <p>－消費者のための ECETOC Targeted リスクアセスメント (TRA) で取り扱われている製品サブカテゴリーのリストの追加、付録 R. 12-2.2 および R. 12-5.3</p>		
--	---	--	--

	<p>を参照、R. 12.3.2 と R. 12.3.5 における使用記述子と第 1 段階のばく露推定との関連の説明。</p> <ul style="list-style-type: none"> －ほとんどのプロセスカテゴリーからの産業的環境あるいは専門的環境についての言及の削除。選択はばく露推定自体の中で実施され得る。使用が産業的環境あるいは非産業的環境で生じると予期されるかどうかを、SU 3 あるいは SU 22 は使用の記述段階で表示する。 －作業者のアーティクルの加工例を Section R. 12.3.5 に追加。TARIC システムへの矛盾のない接続ができる AC リストの再構成。物質のサービスマイフ段階の記述に必要な詳細さの水準を規定することを登録者や川下ユーザーに任せるために、AC リスト中の確定サブカテゴリーを削除。以前のサブカテゴリーは、広範なカテゴリーに包含されるかもしれないアーティクルの種類を示した例の中に包含されている。 －追加の記述子として環境放出カテゴリー（ERC）の導入（Section R. 12.3.4 を参照）。この関連で、SPERC の役割についての説明。 －産業的環境における研磨技術を用いるアーティクルの加工を扱う新しいカテゴリーERC12 の導入。アーティクルの表面からの物質の除去も包含するために ERC 10b/11b を拡大。 －（eSDS の Section 1.2 および IUCLID 中への報告のための）物質機能カテゴリーリストの付録 R. 12-6 中への追加。本リストの目的を付録 R. 12.3.6 の短い項の中に説明する。 － i) CSA のための開始点としての使用を図示すること、ii) ばく露シナリオのタイトルを構築すること、iii) IUCLID Section 3.5 中の特定された使用について報告することを記述子システムがどのように補助できるかの説明を伴う新たな Section R. 12.5 の導入。 －選定リストの精緻化。 <ul style="list-style-type: none"> ○ SU リストへ i) 科学的研究、ii) 電気、蒸気、ガス、水の供給および下水処理を追加すること。 		
--	--	--	--

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 充填剤およびパテを PC 9 から PC 9b に分割すること ○ フィンガーペイントを PC 9 から PC 9b に分割すること。 ○ PC14 は金属表面と反応する物質に適用することの明確化。 ○ 他のカテゴリーとほとんど重複しているので、自動車整備製品 (PC6)、芸術用消耗品 (PC5)、芝および庭園用製品 (PC22) を削除すること ○ PC10 を削除すること、少なくとも”その他”の中に包含されているので。 ○ PC20 は化学産業で使用される加工助剤を参照することの明確化 ○ 漂白剤と他の加工助剤の PC 26 および PC 34 への追加 ○ 金属および他の鉱物を、記述の変更を加えて、PROC 21 から 25 に包含。 ○ PROC 8 を PROC 8a および 8b に分割 ○ 特に金属産業に関連する加工に関係している PROC 26 および 27a と 27b を追加。 ○ カテゴリー化に基づく材料との重大な不一致につながり、TARIC システムとの互換性に問題を生じるので、AC リストから AC12 を削除すること。 <p>—上記の変更に対する原文の編集上の変更</p>		
--	---	--	--

*JETOC 発行資料の番号をクリックすると資料購入ページにリンクします。

更新を実行するための手引

本手引の改訂のほとんどは、解説的である。また、多くの変更が様々な記述子の要素を含む選定リストに対して行われた。

付録 R. 12.7 は、最新の手引以前の版中にある使用記述子選定リストに基づく使用に関するデータの収集を実施してしまった企業を支援するために、短い手引を提供する。各選定リストに対して、既に選定されたデータを i) 新しい手引第 2 版の選定リスト (9.11.09 以来不変) および ii) 関連する TRA 消費者ばく露推定の入力項目に一致している形式に変換できる方法を説明する。環境 (環境放出カテゴリー) の新しい記述子リストは本手引の第 1 版には存在せず、したがって、これらのデータは 2009 年夏以前に実施されたどの使用の記述にも追加される必要がある。

第2版の構成内容（特別資料 No.304）

目次

R.12	使用記述子システム	11
R.12.1	本モジュールの目的	11
R.12.2	使用記述子システム	12
R.12.2.1	システムの説明	12
R.12.2.2	ばく露推定ツールへの接続	13
R.12.3	5種類の記述子リストの定義	14
R.12.3.1	使用の分野 [SU]	14
R.12.3.2	化学製品カテゴリー [PC]	15
R.12.3.3	プロセスカテゴリー [PROC]	17
R.12.3.4	環境放出カテゴリー (ERC)	17
R.12.3.5	アーティクルカテゴリー [AC]	19
R.12.3.6	安全性データシートのための物質の技術的機能の特定化	21
R.12.4	例示	21
R.12.4.1	記述子システムのカテゴリーへの使用の割当ての例	21
R.12.4.1.2	物質の使用を系統的に記述する例	23
R.12.5	特定された使用の記述およびばく露シナリオのタイトルの作成	24
R.12.5.1	ライフサイクル構造に基づく使用の図式化	24
R.12.5.2	ばく露シナリオのタイトルの作成	26
R.12.5.3	IUCLID における特定された使用の記述	27

表

表 R.12-1:	使用の記述および第1段階のばく露推定	13
表 R.12-2:	カテゴリーを作業者の屋内使用へ割当てするための例	22
表 R.12-3:	1つの顔料の一部の使用を簡単に記述するための例	23
表 R.12-4:	作業者の活動を扱うばく露シナリオのタイトル部分	27
表 R.12-5:	産業作業者に関連のある特定された使用を IUCLID において報告するための表 ..	29

図

図 R.12-1:	特定された使用についてのツリー表示の既定構造	25
図 R.12-2:	ライフサイクルのツリー表示における使用の記述の例示	26

付録

付録 R.12-1:	使用の分野 (SU) の記述子リスト	30
------------	--------------------------	----

付録 R.12-2.1:化学製品カテゴリー (PC) の記述子リスト	31
付録 R.12-3: プロセスカテゴリー (PROC) の記述子リスト	34
付録 R.12-4.1:環境放出カテゴリー (ERC) の記述子リスト	38
付録 R.12-5.1:アーティクル中の物質 (AC) の記述子リスト	44
付録 R.12-6: 機能カテゴリーのリスト (任意、必要な場合)	48